

## むつ市地方創生 S D G s 推進団体認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、S D G s を「見える化」することにより地域住民へわかりやすく情報を見える化し、S D G s の関心を高めるとともに、その取組を促しながら、地方創生を実現することを目的として、S D G s の取組を実施する事業所または団体を、むつ市地方創生 S D G s 推進団体（以下「推進団体」という。）として認定するため、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において、「むつ市地方創生 S D G s 推進団体認定制度」とは、S D G s に対する関心が強く、積極的にS D G s の理念に基づく取組を実施する事業所または団体を推進団体として認定し、地域から世界に貢献するためのS D G s の推進を図り、その取組を広く周知する事業をいう。

### (要件)

第3条 認定の対象となる事業所または団体は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市の区域内に所在する事業所または団体であること。
- (2) S D G s の17のゴールと関連した目標と取組計画が示されていること。
- (3) S D G s に関する担当者を定め、事業所または団体内で周知及び活動を行っていること。

### (申請)

第4条 認定を受けようとする事業所または団体は、むつ市地方創生 S D G s 推進団体等認定申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

### (審査及び認定)

第5条 会長は、前条の規定による申請があった場合には、むつ市地方創生 S D G s 推進協議会運営委員会において、その内容を審査し、第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、会長が当該申請に係る事業所または団体を認定する。

2 会長は、認定をした事業所または団体（以下、「認定事業所または団体」という。）に対し、認定証（様式第2号）を交付する。

### (認定の期間)

第6条 認定の期間は、当該認定の日の属する年度の翌年度の末日とする。なお、ここでいう年度とは4月1日から3月31日までの1年間をいう。

### (認定の更新)

第7条 認定の期間を満了した後において引き続き認定を受けようとする認定事業所または団体は、認定の期間の満了日までに、第3条に規定する要件を満たした上で、むつ市地方創生ＳＤＧｓ推進団体認定更新申請書（様式第3号）を提出するものとする。

（認定事業所または団体の努力義務）

第8条 認定事業所または団体は、第1条に規定する目的を達成するため、むつ市地方創生ＳＤＧｓ推進協議会（以下、「協議会」という。）が開催するセミナー等へ積極的な参加をはじめ、より一層のＳＤＧｓの普及及び啓発活動に取り組むものとする。

2 認定事業所または団体は、むつ市地方創生ＳＤＧｓ推進協議会が作成するロゴマークを広告等に使用することができる。

（認定の取り消し）

第9条 会長は、認定事業所及び団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。ただし、特別な事由があり会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 第3条に掲げ得る要件を満たさなくなったとき。
- (2) 法令等に違反し、処分等を受けたとき。
- (3) 事業所または団体を廃止したとき。
- (4) 認定事業所または団体として不適当な行為を行ったとき。

2 会長は、前項の規定による取消しを行うときは、むつ市地方創生ＳＤＧｓ推進団体認定取消通知書（様式第4号）により通知する。

3 認定事業所または団体は、第1項の規定により認定を取り消されたときは、認定証を返還するものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、むつ市地方創生ＳＤＧｓ推進団体認定制度に關し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。